

既掲載報文の著作権委譲に関するお願いと投稿規定変更のお知らせ
(2024年3月7日 第96回理事会決議 および 2024年7月18日 第97回理事会決議)

日本包装学会 編集委員会
委員長 志水 基修

日本包装学会（以下、本学会）は、「日本包装学会誌」（以下、学会誌）を創刊号に遡って電子化し、インターネットを通じて無料で公開する計画（以下、本計画）を推進しております。現在、学会誌に掲載された報文*の著作権は、投稿規定に本学会と著者が共有するものと明示されていますが、本計画を推進するにあたっては、著作権について本学会が著作権者から譲渡ないし許諾を受けていることが必要となります。このため、著作権者に対し、著作権を本学会に委譲願いたいと考えております。

つきましては、学会誌1巻1号（1992年）～33巻4号（2024年）に掲載された報文の著作権者におかれましては、著作権法第21条～第28条に定められた著作権を本学会に委譲することを許諾されない場合は、2024年9月30日までに下記連絡先宛に電子メールまたは文書でお申し出ください。また、該当する期間の掲載報文の著作権の相続権を持つ遺族の方の中で、この処置に異議がある場合は、同様にお申し出ください。

許諾をいただけない場合には、個別に当該報文を公開の対象から除外させていただきます。お申し出がない場合は委譲することを許諾されたものとして処理させていただきます。また、このお願いが目につれない場合があると思われますので、期限後にお申し出があった場合については、お申し出以降の早い時期に当該報文の公開を中止させていただきます。ご了解の程よろしくお願い申し上げます。

なお、今回の著作権委譲は報文を電子公開することが目的であり、著作権が本学会に帰属しても著者が著者自身の研究活動および事業活動に使用する際は、許可なく使用できるものとします。

またこれに合わせて、投稿規定の著作権に関する条項を下表の通り変更します。変更は2024年9月1日に実施し、33巻5号以降に掲載された報文*の著作権は本学会に帰属します。ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

変更前	変更後
1 1. 著作権	1 1. 著作権
1 1. 1 掲載された報文の著作権は本学会と著者が共有するものとする。	1 1. 1 掲載された報文の著作権は本学会に帰属する。
1 1. 2 報文に引用された図表等の著作権に関して問題が発生した場合は、著者の責任において処理する。	1 1. 2 報文に引用された図表等の著作権に関して問題が発生した場合は、著者の責任において処理する。

※：学会誌に掲載された一般論文、技術報告、ノート、総説、展望、解説、資料等を一括して報文と呼ぶ。

この件に関する連絡先

日本包装学会 学会誌編集事務局

E-mail: edit_at_spstj.jp (メールアドレスは"_at_"を"@"に置き換えてご利用下さい)

〒169-0073 東京都新宿区百人町 1-20-3 バラードハイム 703

Fax: 03-5337-8718